

国見地区社会福祉協議会会則

第一章 名称及び 事務所

第1条 本会は、福井市国見地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会は、「福井県福井市鮎川町133-1-3 国見公民館内」に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は、国見地区内の住民が全て健康、安全で文化的楽しい生活ができるように地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立
- ② 住民の健康安全、文化の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成
- ③ 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめるための活動及び地区ぐるみの福祉活動に対する啓発等の活動
- ④ 共同募金、歳末助け合い運動への協力
- ⑤ その他本会の目的達成に必要な事項

第三章 組織

第5条 本会は、国見地区内居住の全住民世帯、別表に掲げる団体及び本会の活動に賛同する地区内企業（以下「賛助会員」という。）を以て組織する。

第6条 本会の事業運営のために委員会又は部会を置くことができる。

- 2 本会にボランティア登録センターを置く。

第四章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、幹事3名、理事15名以内、監事2名

第8条 会長及び監事は、評議員会において選任し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 副会長、幹事及び理事は、会長が指名する。ただし、民生委員及び福祉委員の各町内代表者は、役員となる。

第9条 別表に掲げる団体の長は、本会の協力委員となる。

- 2 協力委員は、会長から拡大理事会への出席を要請されたときは、これに出席し、意見を述べるとともに、本会の事業の推進に協力する。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。理事は会務を掌理する。監事は会計を監査する。幹事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、これを代行する。

また、本会の庶務会計及びシルバー喫茶店の企画運営をつかさどる。

第11条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。補欠により、就任した役員の

任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を行う。

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

2 顧問は会長の諮問に応じ、又は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第五章 評議員

第13条 本会の評議員は、次に掲げる者とする。

① 国見地区各町内の自治会長の職にある者

② 国見公民館長の職にある者

第14条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって、評議員及び正・副会長、幹事を以て構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 評議員会に付議する事項は、次のとおりとする他、会長に助言及び協力を行う。

① 会長及び監事の選任に関すること。

② 総会に付議する事項。

③ その他必要と認めた事項。

第六章 会議

第15条 総会は、この会の最高議決機関であって、代議員、協力委員、賛助会員、福祉委員をもって構成する。

2 代議員は、各町内自治会の副会長及び委員の中から次のとおりとし各町内自治会長が指名する。

鮎川町 4 名、白浜町 2 名、大丹生町 3 名、小丹生町 2 名、国見町 2 名

第16条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は評議員会が必要と認めたときに会長が招集しなければならない。

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりである。

① 規約の制定、改廃に関すること。

② 役員の承認に関すること。

③ 事業計画に関すること。

④ 予算決算に関すること。

⑤ その他重要なこと。

第18条 総会に付議すべき事項であっても、緊急やむを得ないときは、評議員会の議を経て執行することができる。この場合は、次の総会の承認を求めなければならない。

第19条 本会の執行機関として、理事会を置く。

第20条 理事会は、会長、副会長、幹事及び理事で構成し、必要に応じ会長が召集する。

第21条 会長は、事業推進上必要と認めたときは、協力委員を含めた合同会議を召集することができる。

第七章 会計

第22条 本会の会計は会費、賛助会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終る。

第八章 福祉委員

第24条 地域福祉活動強化のため、福祉委員制度を設ける。

2 福祉委員は、各町内3～10名程度とし、各町内自治会長の推薦により、会長が委嘱する。

3 福祉委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 福祉委員の各町内代表は、各町内福祉委員の互選による。

第25条 福祉委員は、次の活動を行う。

- ① 福祉問題の発見と民生委員への連絡
- ② 福祉問題を抱えている高齢者等への支援活動
- ③ 本会の事業への積極的参加・協力
- ④ その他地域福祉活動強化のため必要な活動

附 則

この会則は昭和55年5月5日より施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月31日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月4日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、第15条の規定は、施行の日から適用する。

附 則

この会則は、平成14年4月12日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成25年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年4月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和元年5月12日から施行し、令和元年年5月1日から適用する。

「別表」

団 体 名	団 体 名
国見地区実年会	緑ヶ丘保育園
国見地区老人会（寿クラブ）	緑ヶ丘保育園保護者会
国見地区老人会（愛友クラブ）	国見小学校PTA
国見地区沿岸警備隊	国見中学校PTA
国見地区防犯隊	国見小学校
福井市消防団国見分団々長	国見中学校
国見地区交通安全協会	
国見地区体育振興会	
国見地区青少年育成会	

国見地区社会福祉協議会 デイホーム事業 規約

(名称及び所在地)

第1条 本事業は、「国見地区社会福祉協議会 デイホーム事業」と称する。

第2条 本事業の所在地を、福井県福井市鮎川町133-1-3 国見公民館内とし、事務所を国見公民館に置く。

(目的及び事業の運営)

第3条 本事業は、国見地区内の高齢者等が身近な公民館等の拠点を利用し、介護予防、生きがい及び健康づくりにつながるカリキュラムを地域の実情に合わせながら実施する。また、専任職員や地域との交流を通じて、孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくことを目的とする。

第4条 この事業は、社会福祉法人 福井市社会福祉協議会の補助事業として、福井市自治会型デイホーム運営要綱に基づき、福井市からの受託する福井市自治会型デイホーム事業の運営を行う。

(組織)

第5条 この事業は、運営委員会を設置する。

第6条 運営委員会は、福井市国見地区社会福祉協議会の役員、保健・福祉関係者、デイホーム事業協力ボランティア、専任職員等、事業に必要なもので組織する。

(役員)

第7条 この事業の運営に当たり、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、幹事3名、理事15名以内、監事2名

なお、役員は福井市国見地区社会福祉協議会の役員と同じものとする。

(会議)

第8条 この事業において、諸問題が発生した時は、運営委員会会議を召集し審議を行う。その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(会計)

第9条 この事業の会計は、社会福祉法人 福井市社会福祉協議会からの事業費、福井市国見地区社会福祉協議会からの事業費と国見地区利用者からの徴収する負担金等で補うものとする。

第10条 この事業の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第11条 この事業の会計を管理する口座の名称は、「国見地区社会福祉協議会 デイホーム特別会計」とする。

第12条 この事業は、対象者、事業内容、経費等を明らかにした事業の諸票等関係書類を整備し、社会福祉法人 福井市社会福祉協議会に提出する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行し、事業の設立は平成12年10月1日とする。

附 則

この規約は、令和元年5月12日から施行し、令和元年5月1日から適用する。